

下、如キ取扱ヲナス。

1. 現役ニ採用セラレタル者ハ入管者カ
入管後 見廻習ハ欠勤者ト認識ス。
2. 入管入管決定ニ退職シタル者ニ対
シテハ、出勤簿年数ニ応ジ、1ヶ月ニ対シ
2日ノ割合ヲ以テ日給ヲ積算シタル金
額ヲ給スル。
3. 簡便実呼ニ召集セラレタル者ニハ、召集
費用 給料全額ヲ支給スル。
4. 勤務演習ニ為メ召集セラレタル者ニハ、
出勤簿中、日給ニ対シテ給料全額ヲ
支給スル。
5. 毎年ニ因春秋ノ期ニ會社ノ経費ニ

スル 協議並ニ監督上、材料ノ高騰
ハ、支給方法... 現金又ハ、購買票
券 (1枚5円/10枚券)ハ、種類ニ
購買票、出勤日数ニヨル支給給
料、是ヲ限高トシ各自ノ要求ニ
応ジテ支給ス。

9. 1. 承認ス。
2. 承認ス。但シ、30日分ヲ限
トシ、入社6ヶ月後ノ者ニ限ル。
特ニ成績優秀ナル者ニハ、休憩料
命スルヲ以テ、2ノ場合ハ、前項
金額ヲ支給ス。
3. 承認ス。

3. 1. 従業員全部ノ安全會ヲ舉行ス。

4. 安治川発電所ニ於ケル石炭費ニ金配
給方法ヲ同所従業員全般ニ公表ス。
5. 期未費ヲ配給シ従業員全般ニ及ボ
ス。
6. 大正十年三月ノ給金ニ係ル増資功勞
金分配ニ関スル株主總會ノ決議及ビ
至配給方法ノ内容ヲ従業員全般ニ公表
ス。
7. 助手ノ名称ヲ助手ト改メ職工ノ名称
ヲ工手ト改メ、待遇ヲ月給従業員
ト同一ニ取扱フ。
8. 助手ノ職工規則第四章給金ニ係項中

2. 給料半額ヲ支給ス。

1. 但シ、四週間ヲ以テ限ラズ。
2. **猶**之等亦召集者ハ皆出勤率ノ別ニ
(後述)
3. 承認ス。
4. 承認ス。
5. 承認ス。
6. 種々ノ關係ヨリ相当考案ヲ要ス。
7. 前者ニ就テハ、公表ス。
8. 後者ハ、公表ス。
9. 名称ノ変更ハ、異議ナシ。
待遇ノ改善ハ、他ニ關係カ
以テ、此ノ一般社員規則變更ニ際
ニ考慮スルモトス。
10. 扶助料。